

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 0 日

提出者 議会運営委員長 鴨 居 孝 泰

(説明)

青梅市議会政務活動費の収支報告書および証拠書類については、閲覧請求によらず議会事務局の窓口等で公表しているため、現状の取扱いについて所要の整備をする必要があるため、この条例案を提出いたします。

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

- 2 議長は、前項の収支報告書および証拠書類の写しを公表するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第9号）

| 改正後 | 現行 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>(収支報告書および証拠書類の保存ならびに閲覧)</p> <p>第8条 議長は、第6条第1項および第2項の規定により提出された収支報告書および証拠書類を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の収支報告書および証拠書類の写しを公表するものとする。</p> | <p>(収支報告書および証拠書類の保存ならびに閲覧)</p> <p>第8条 議長は、第6条第1項および第2項の規定により提出された収支報告書および証拠書類を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書および証拠書類の閲覧を請求することができる。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に事務所または事業所を有する個人または法人</p> | |
| <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> | | |